

## (2)老朽化対策に向けた動き

# ①道路の老朽化対策の本格実施に関する提言

●平成26年4月14日(月)、社会資本整備審議会道路分科会基本政策部会において、「道路の老朽化対策の本格実施に関する提言」がとりまとめられ、家田部会長(道路分科会長・基本政策部長)から太田大臣に対して、提言が手交されました。

### 【1. 道路インフラを取り巻く現状】

#### (1)道路インフラの現状

- 全橋梁約70万橋のうち約50万橋が市町村道
- 一部の構造物で老朽化による変状が顕在化
- 地方公共団体管理橋梁では、最近5年間で通行規制等が2倍以上に増加

#### (2)老朽化対策の課題

- 直轄維持修繕予算は最近10年間で2割減少
- 町の約5割、村の約7割で橋梁保全業務に携わっている土木技術者が存在しない
- 地方公共団体では、遠望目視による点検も多く点検の質に課題

#### (3)現状の総括(2つの根本的課題)

メンテナンスに関する最低限のルール・基準が確立していない



点検・診断・措置・記録のメンテナンスサイクルを回す仕組みがない

### 【2. 国土交通省の取組みと目指すべき方向性】

#### (1)メンテナンス元年の取組み

本格的にメンテナンスサイクルを回すための取組みに着手

##### ○道路法改正【H25.6】

- ・点検基準の法定化  
法に規定する技術的基準は、道路の修繕を効率的に行うための点検に関する基準を含むものとした
- ・国による修繕等代行制度創設  
高度の技術を要するもの等、法に定められた要件を満たす修繕工事等については、国が代行可能

##### ○インフラ長寿命化基本計画の策定【H25.11】

『インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議』  
⇒インフラ長寿命化計画(行動計画)の策定へ  
メンテナンスサイクルを構築・継続・発展させるための取組の方針

#### (2)目指すべき方向性

##### ①メンテナンスサイクルを確定(道路管理者の義務の明確化)

道路法に基づく点検や診断の基準を規定

##### ②メンテナンスサイクルを回す仕組みを構築

予算、体制、技術を組み合わせ、各道路管理者におけるメンテナンスサイクルを持続的に回す仕組みを構築

## (2)老朽化対策に向けた動き

# ①道路の老朽化対策の本格実施に関する提言

●産学官のリソース(予算・人材・技術)を全て投入し、総力をあげて本格的なメンテナンスサイクルを始動【道路メンテナンス総力戦】

### 【3. 具体的な取り組み】

#### (1)メンテナンスサイクルを確定(道路管理者の義務の明確化)

各道路管理者の責任で以下のメンテナンスサイクルを実施

#### 【点検】

- 橋梁(約70万橋)、トンネル(約1万本)等は、国が定める統一的な基準により、5年に1度、近接目視による全数監視を実施
- 舗装、照明柱等は適切な更新年数を設定し点検・更新を実施

#### 【診断】

- 統一的な尺度で健全度の判定区分を設定し、診断を実施

『道路インフラ診断』

(省令・告示H26.3.31公布、同年7.1施行)

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じてないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く緊急に措置を講ずべき状態

#### 【措置】

- 点検・診断の結果に基づき計画的に修繕を実施し、必要な修繕ができない場合は通行規制・通行止め
- 利用状況を踏まえ、橋梁等を集約化・撤去
- 適切な措置を講じない地方公共団体には国が勧告・指示
- 重大事故等の原因究明、再発防止策を検討する『道路インフラ安全委員会』を設置

#### 【記録】

- 点検・診断・措置の結果をとりまとめ、評価・公表(見える化)

## (2)老朽化対策に向けた動き

# ①道路の老朽化対策の本格実施に関する提言

●産学官のリソース(予算・人材・技術)を全て投入し、総力をあげて本格的なメンテナンスサイクルを始動【道路メンテナンス総力戦】

## 【3. 具体的な取り組み】

### (2)メンテナンスサイクルを回す仕組みを構築

メンテナンスサイクルを持続的に回す以下の仕組みを構築

#### 【予算】

- (高速)○高速道路更新事業財源確保(通常国会に法改正案提出)
- (直轄)○点検、修繕予算は最優先で確保
- (地方)○複数年にわたり集中的に実施する大規模修繕・更新に対して支援する補助制度

#### 【体制】

- 都道府県ごと『道路メンテナンス会議』を設置
- メンテナンス業務の地域一括発注や複数年契約を実施
- 社会的に影響の大きな路線の施設等について国の職員等から構成される『道路メンテナンス技術集団』による『直轄診断』を実施
- 重要性、緊急性の高い橋梁等は、必要に応じて、国や高速会社等が点検や修繕等を代行(跨道橋等)
- 地方公共団体の職員・民間企業の社員も対象とした研修の充実

#### 【技術】

- 点検業務・修繕工事の適正な積算基準を設定
- 点検・診断の知識・技能・実務経験を有する技術者確保のための資格制度
- 産学官によるメンテナンス技術の戦略的な技術開発を推進

#### 【国民の理解・協働】

- 老朽化の現状や対策について、国民の理解と協働の取組みを推進